

建築基準法・長期優良住宅法・建築物省エネ法 電子申請の手順について

【申請者用】

令和7年8月

建築住宅課
指導審査班

目 次 【申請者用】

はじめに	P 1
1. 申請等の手順について	P 7
2. 申請等内容及び受付状況の確認について	P 1 4
3. 最後に	P 2 2

はじめに・・・【申請者用】

(R7.8現在) 電子申請の可能な手続きは以下のとおりです。手数料の支払いが必要な手続き、添付書類の必要な手続きがありますので参考としてください。

事務名	条項	申請・届出名称	支払必要	添付書類	窓口での受取必要
建築基準法	県施行細則第19条	施工状況報告書	-	○	-
建築基準法	県施行細則第17条第1項	工事施工者選定・変更届	-	-	-
建築基準法	15条1項	建築物除却届	-	△	-
建築基準法	県施行細則第17条第1項	工事監理者選定・変更届	-	-	-
建築基準法	県施行細則第16条	確認申請書等取下届	-	※1	-
建築基準法	県施行細則第22条	不適格建築物報告書	-	○	-
建築基準法	15条1項	建築工事届	-	△	-
建築基準法	6条、42条関連	証明願	○	-	△
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	5条1～7項	認定申請書	○	○	△
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	8条1項	変更認定申請書	○	○	△
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	9条1項、3項	変更認定申請書	○	○	△
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	10条	承認申請書	○	○	△
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	事務処理要領第14条第1項	建築工事が完了した旨の報告書	-	○	-
都市の低炭素化の促進に関する法律	53条	低炭素建築物新築等計画認定申請書	○	○	△
都市の低炭素化の促進に関する法律	55条	低炭素建築物新築等計画変更認定申請書	○	○	△
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	11条1項	計画書（適合性判定）	○	○	△
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	11条2項	変更計画書（適合性判定）	○	○	△
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	29条1項	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書	○	○	△
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	31条1項	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書	○	○	△
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	規則13条	適合性判定の軽微な変更に関する証明事務	○	○	△

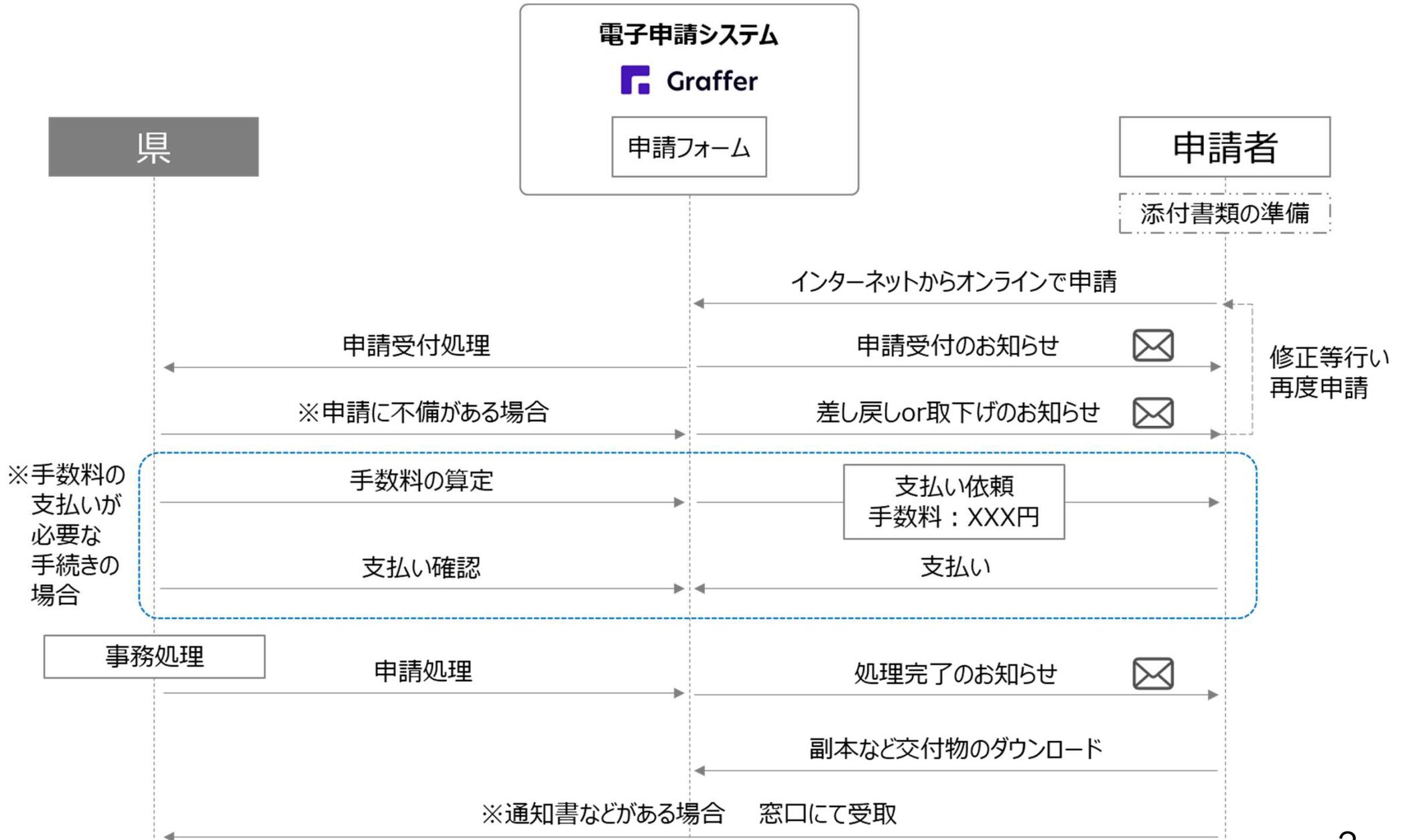
添付書類 ○：添付必要 △：添付が望ましい -：添付不要

※1：取下げる建築確認の建築確認済証及びその添付書類を窓口で直接提出する必要があります。

窓口での受取必要 △：処分通知等の電子交付の選択可能 -：交付物なし

はじめに・・・【申請者用】

電子申請の全体の流れを下記に示します。



はじめに・・・【申請者用】

下記の資料は添付ファイルとしてシステム入力をお願いしています。
事前に準備をお願いします。

【共通事項】

※大分市、別府市、佐伯市、日田市、中津市、宇佐市の工事については、本システムでは受付できませんのでご注意ください。

※申請（届出）書等は作成不要です。

（システムに入力すると自動的に作成されます。）

ただし、第一面のみ作成される申請があります。第2面以降については別途添付ください。

【工事届・除却届(建築基準法)】

●提出の際に添付をお願いしている資料

(任意)案内・位置図（申請の場所が判るようにお願いします）

※一度に入力できる棟数は、3棟までです。

4棟以上の届出を行う場合は、3棟毎に分けて提出してください。

※工事届の記載には、「建築物の主要用途の記号」の入力が必要です。大分県HPより一覧表をダウンロードし、該当する記号を入力してください。

【施工状況報告書(建築基準法)】

●提出の際に添付が必要な資料

- ・ 図面、写真、品質証明の写し等

【証明願い(建築基準法)】

※証明願いを入力する際に、確認済証等の記載情報が必要となります。

不明な場合は、建築物の所在地を管轄する土木事務所へ問い合わせください。

【確認申請書等取下届(建築基準法)】

※取下げる建築確認の建築確認済証及びその添付書類を窓口に直接提出する必要があります。

はじめに・・・【申請者用】

下記の資料は添付ファイルとしてシステム入力をお願いしています。
事前に準備をお願いします。

【不適合建築物報告書(建築基準法)】

- 提出の際に添付が必要な資料
 - ・第10号様式(その2) 建築物棟別概要
 - ・付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図

【認定申請書(第5条第1項～第7項)(長期優良住宅)】

- 提出の際に添付が必要な資料
 - ・第一号様式のうち、第2面～第4面(別に添付する場合)
 - ・設計内容説明書(品確法6条の2第5項の適用がない場合)
 - ・住宅性能評価書など(品確法6条の2第5項の適用がある場合)
 - ・確認申請書(確認の特例がある場合)
 - ・省令第2条第1項に掲げる図書(付近見取図、配置図、各階平面図等)
 - ・認定管理計画(マンション管理法第5条の8に規定する認定管理計画がある場合)

【変更認定申請書(第8条第1項)(長期優良住宅)】

- 提出の際に添付が必要な資料
 - ・変更に係る図書について、変更前と変更後を明示したもの

【変更認定申請書(第9条第1項、第3項)(長期優良住宅)】

- 提出の際に添付が必要な資料
 - ・譲受人が当該認定住宅を譲り受けたことを証する書類(第1項の場合のみ)
(登記事項証明書(写し)や売買契約書(写し)等)

【地位の承継承認申請書(第10条)(長期優良住宅)】

- 申請の際に添付が必要な資料
 - ・当該認定住宅の地位を承継したことについて証明する書類
(登記事項証明書(写し)や売買契約書(写し)等)

はじめに・・・【申請者用】

下記の資料は添付ファイルとしてシステム入力をお願いしています。
事前に準備をお願いします。

【建築工事が完了した旨の報告書（長期優良住宅）】

- 提出の際に添付が必要な資料
 - ・工事監理報告書、建設住宅性能評価書の写し、検査済証の写し等
認定長期優良住宅建築等に基づいて工事が行われた旨が確認できる書類
 - ・工事写真（完成した外観、内観写真）
 - ・軽微な変更に係る資料（変更前後の設計図書など）（軽微な変更がある場合）

【低炭素建築物新築等計画認定申請書（第53条）（都市の低炭素化の促進に関する法律）】

- 提出の際に添付が必要な資料
 - ・様式第五 第2面～第6面及び別紙のうち必要なもの
 - ・省令第41条第1項に掲げる図書（設計内容説明書、付近見取図、配置図、各階平面図等）

【低炭素建築物新築等計画変更認定申請書（第55条）（都市の低炭素化の促進に関する法律）】

- 提出の際に添付が必要な資料
 - ・変更に係る図書について、変更前と変更後を明示したもの

【建築物エネルギー消費性能確保計画書（第11条第1項）（建築物省エネ法）】

- 提出の際に添付が必要な資料
 - ・様式第一 第2面～第5面及び別紙のうち必要なもの
 - ・施行規則第3条第1項に掲げる図書（設計内容説明書、付近見取図、配置図、各階平面図等）

【建築物エネルギー消費性能確保変更計画書（第11条第2項）（建築物省エネ法）】

- 提出の際に添付が必要な資料
 - ・様式第二 第2面～第5面及び別紙のうち必要なもの
 - ・施行規則第4条第1項に掲げる図書
（変更に係る図書について、変更前と変更後を明示したもの等）

はじめに・・・・・・・・【申請者用】

下記の資料は添付ファイルとしてシステム入力をお願いしています。
事前に準備をお願いします。

【建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書（第29条第1項）（建築物省エネ法）】

●提出の際に添付が必要な資料

- ・様式第二十七 第2面～第5面及び別紙のうち必要なもの
- ・施行規則第20条第1項に掲げる図書（設計内容説明書、付近見取図、配置図、各階平面図等）

【建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書（第31条第1項）（建築物省エネ法）】

●提出の際に添付が必要な資料

- ・変更に係る図書について、変更前と変更後を明示したもの

【適合性判定の軽微な変更に関する証明の交付申請書（施行規則第13条）（建築物省エネ法）】

●提出の際に添付が必要な資料

- ・様式第一 第2面～第5面及び別紙のうち必要なもの
- ・施行規則第3条第1項に掲げる図書（変更に係る図書について、変更前と変更後を明示したもの等）

1. 申請等の手順について【申請者用】

(1) 建築住宅課ホームページ電子申請を選んでクリックしてください。

The screenshot shows the Oita Prefectural Government website. At the top, there are navigation links for "本文へ", "日本一のおんせん県おおいた", "ご利用ガイド", "観光補助", "Other Languages", and "相談窓口". The main header features the Oita Prefectural Government logo and the text "大分県". Below the header, there are four icons: "防災ポータル", "分類でさがす", "目的でさがす", and "組織でさがす". A search bar on the left contains the text "大分県 建築住宅課" and a search button. Below the search bar, there is a breadcrumb trail: "所在地 > トップページ > 組織からさがす > 土木建築部 > 建築住宅課". A large green banner with the text "建築住宅課" is displayed. Below the banner, the page number "ページ番号 : E000018500" is shown. A grid of seven icons is displayed, with the icon for "建築基準法第15条 工事届・除却届 電子申請" highlighted with a red border. Below the grid, there are two social media icons: "建築住宅課 FACEBOOK ページ" and "建築住宅課 INSTAGRAM ページ". A red arrow points to the highlighted icon with the text "👉 こちらをクリック。".

👉 「大分県 建築住宅課」で検索。

大分県 建築住宅課

本文へ 日本一のおんせん県おおいた ご利用ガイド 観光補助 Other Languages 相談窓口

Oita Prefectural Government 大分県

防災ポータル 分類でさがす 目的でさがす 組織でさがす

所在地 トップページ > 組織からさがす > 土木建築部 > 建築住宅課

建築住宅課

ページ番号 : E000018500

住宅 セーフティネット

高齢者住宅政策 (サ高住など)

大分県木造住宅等 推進協議会

建築物グリーン化 促進事業

宅地建物取引業 異動届 電子申請

建築基準法第15条 工事届・除却届 電子申請

マンション関連法

建築住宅課 FACEBOOK ページ

建築住宅課 INSTAGRAM ページ

👉 こちらをクリック。

1. 申請等の手順について【申請者用】

(2) **工事届・除却届を提出する方は**「建築物の主要用途の記号」ボタンをクリックしてください。次に、ホームページの表から該当する土木事務所の項目を選んでクリックしてください。



オンライン届出はこちらから

1 建築基準法関係

※工事届及び除却届の記載には、「建築物の主要用途の記号表」が必要です。

必ず、下記ボタンよりダウンロードしてください。



建築基準法関係受付窓口

受付窓口	手続き名称	担当課名等	電話番号
大分県 別府土木事務所 【管轄：杵築市、日出町、国東市、姫島村】	<ul style="list-style-type: none"> ●工事届(建築基準法第15条) ●除却届(建築基準法第15条) 	建築住宅課 建築住宅班	0977-7761
	<ul style="list-style-type: none"> ●工事施工者選定・変更届(大分県建築基準法施行細則第17条) ●工事監理者選定・変更届(大分県建築基準法施行細則第17条) 		7762
	●施工状況報告書(大分県建築基準法施行細則第19条)		7763
	●証明願い(建築物)		7764
	●証明願い(工作物)		7765
大分県 大分土木事務所 【管轄：由布市】	<ul style="list-style-type: none"> ●工事届(建築基準法第15条) ●除却届(建築基準法第15条) 	建築住宅課 建築住宅第一班	9755-821
	<ul style="list-style-type: none"> ●工事施工者選定・変更届(大分県建築基準法施行細則第17条) ●工事監理者選定・変更届(大分県建築基準法施行細則第17条) 		9755-822
	●施工状況報告書(大分県建築基準法施行細則第19条)		9755-823
	●証明願い(建築物)		9755-824
	●証明願い(道路(建築基準法第17条第5号))		9755-825

👉 ①工事届・除却届の記載には、「建築物の主要用途の記号」が必要です。クリックし、ダウンロードしてください。

👉 ②該当する土木事務所の申請・届出等のセルをクリック。

手数料の必要な手続きは、クレジットカード払い以外は、電子申請できません。

建築物の主要用途の記号

「(1)居住専用建築物」の場合	主要用途の区分	記号
居住専用住宅(附属建築物を除く。)	居住専用住宅	01
居住専用住宅(附属建築物(物置、車庫等))	居住専用住宅	02
専ら、商店等、立寄中、附属建築物を除く。)	商店等	03
専ら、商店等、立寄中(附属建築物(物置、車庫等))	商店等	04
他に分類されない居住専用建築物(物置、車庫等)	居住専用住宅	05

「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」の場合	主要用途の区分	記号
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	11
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	鉱業、採石業、砂利採取業	12
製造業	食品製造業、飲料・たばこ・資料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、窯業・土石製品製造業、パルプ・紙・紙工品製造業、印刷・同梱産業、プラスチック製品製造業(品目15から品目18までに該当するものを除く。)、窯業・土石製品製造業	14
	化学工業、石炭製品・石灰製品製造業	15
	金属業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	16
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	17
	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業、情報サービス業、インターネット情報サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業(新聞業及び出版業を除く。)	25
	映像・音声・文字情報制作業(新聞業及び出版業に限る。)	26
運輸業	鉄道業、道路旅客自動車運送業、道路貨物自動車運送業、航空運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	27
卸売業、小売業	卸売業、小売業	28
金融業、保険業	金融業、保険業	29
	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業(駐車場を除く。)	30
	不動産取引業・管理業(駐車場に限る。)	31
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食業、酒類製造業	33
教育、学術支援業	教育業、学術支援業	34
	その他の教育及び学術支援業(記号30及び記号36に該当するものを除く。)	35
医療、福祉	医療業、福祉業	36
	行政機関・社会福祉・企業事業	39
その他のサービス業	郵便業(官用郵便を含む。)、郵便局	40
	印刷業、出版業(新聞、雑誌、図説を含む。)	41
	印刷業、出版業(新聞、雑誌、図説を除く。)	42

1. 申請等の手順について【申請者用】

(3) 「ログインして申請に進む」をクリックしてください。

The screenshot shows the 'Building Work Registration' page on the Oita Prefecture Smart Application portal. At the top left, there is a logo for Oita Prefecture and the text '大分県 スマート申請'. The main heading is '建築工事届' (Building Work Registration). Below this, a progress bar indicates the '入力状況' (Input Status) is at 0%. A paragraph explains that this is the net application page for building work registration in Oita Prefecture. A grey box defines '建築工事届とは' (What is Building Work Registration) as a submission required under Article 15, Paragraph 1 of the Building Standards Act for buildings with a floor area exceeding 10m². A red arrow points to a blue button labeled 'ログインして申請に進む' (Login and Proceed with Application), with the word 'クリック' (Click) written in red to its left. At the bottom, a small note states that the page is operated by Graftia Co., Ltd. as an official Oita Prefecture page.

大分県 スマート申請

建築工事届

入力の状況

0%

大分県の「建築工事届」のネット申請ページです。

建築工事届とは
建築基準法第15条第1項の規定に基づき建築する場合（床面積が[※]10㎡を超える建築物に限る）に行う届出

クリック  **ログインして申請に進む**

大分県公式ページとして株式会社グラフィアーが運営しています。

1. 申請等の手順について【申請者用】

(4) 初回はアカウントの作成が必要です。画面に従いアカウントの作成をお願いします。アカウントを作成したら、メールアドレス、パスワードを入力してログインします。

The screenshot shows the Graffer login interface. At the top, the logo 'Graffer スマート申請' is displayed. Below it are two login options: 'Googleでログイン' (with a Google logo) and 'LINEでログイン' (with a LINE logo). A disclaimer states: '入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。' Below this are two input fields: 'メールアドレス 必須' and 'パスワード 必須'. A red rounded rectangle highlights these two fields. To the right of the form, a red arrow points to the 'メールアドレス' field with the text '① メールアドレスパスワードを入力'. Below the input fields is a button labeled 'Grafferアカウントでログイン', which is also highlighted with a red rounded rectangle. To its right, a red arrow points to the button with the text '② ログインする'. Below the button is a link for 'パスワードをお忘れの場合リセットすることができます。'. At the bottom, there are links for 'Grafferアカウント規約' and 'プライバシーポリシー及び個人情報の取り扱いについて'. Below these links is the text '上記に同意してサービスを利用する'. At the very bottom, there is a link 'Grafferアカウントを作成する', which is highlighted with a red rounded rectangle. A red arrow points from this link to a yellow box containing the text: '※初回は、アカウントの作成が必要。「Grafferアカウントを作成する」をクリックして、画面に従ってアカウントを作成する。'

1. 申請等の手順について【申請者用】

(5) 「利用規約に同意する」をチェックして、「申請に進む」をクリックしてください。

大分県 スマート申請

建築工事届

入力の状況

0%

大分県の「建築工事届」のネット申請ページです。

建築工事届とは
建築基準法第15条第1項の規定に基づき建築する場合（床面積が10㎡を超える建築物に限る）に行う届出

① 「利用規約に同意する」をチェック 利用規約に同意する
利用規約を読む

② 「申請に進む」をクリック

1. 申請等の手順について【申請者用】

(6) 画面に従って、各項目を入力し、事前に準備した添付ファイルを登録してください。
各項目を入力したら、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

① 画面に従って、
各項目を入力する

建築工事届

入力の状況

6%

申請者の情報

法人を検索して自動入力する

建築主氏名 必須

郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

住所を自動で入力

建築主住所 必須

建築主電話番号 必須

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

建築工事届

入力の状況

【任意】

95%

申請の一時保存について

保存期間は30日間です。同じアカウントでログインし、この手続の申請ページを開くことで、一時保存した内容から申請を再開できます。

必要な書類の添付

地図 任意

建設場所の地図は、建設場所が土砂災害特別警戒区域の範囲にあるか等を確認するために添付を求めるものです。地図の添付がない場合は、後日、あらかじめ場所の確認の連絡をする場合

ファイルを選択...

一時保存して、次へ進む

< 戻る

① 「📎ファイルを選択…」
をクリックし、事前に準備
した添付ファイルを登録する

② 各項目を入力したら、
「一時保存して、進む」をクリック



一時保存して、次へ進む

< 制度概要ページに戻る

1. 申請等の手順について【申請者用】

(7) 入力内容を確認して、修正箇所があれば「編集する」をクリックして修正してください。
修正等がなければ、「この内容で申請する」をクリックしてください。

建築工事届

入力の状況 100%

申請内容の確認

申請者の情報

申請者の種別 <small>必須</small>	編集する
法人	
建築主氏名 <small>必須</small>	編集する
郵便番号 <small>必須</small>	編集する
建築主住所 <small>必須</small>	編集する
建築主電話番号 <small>必須</small>	編集する

工事施工者（設計者又は代理者）情報

工事施工者の決定有無 <small>必須</small>	編集する
未定	

工事監理者情報

工事監理者の決定有無 <small>必須</small>	編集する
未定	

却工事施工者情報

却却工事の有無 <small>必須</small>	編集する
却却しない	

着工及び工事完了の予定期日

着工予定期日 <small>必須</small>	編集する
2022/09/17	
工事完了予定期日 <small>必須</small>	編集する
2022/09/21	

①入力内容を確認して、修正箇所があれば「編集する」をクリックして修正する。

•
• (中略)
•

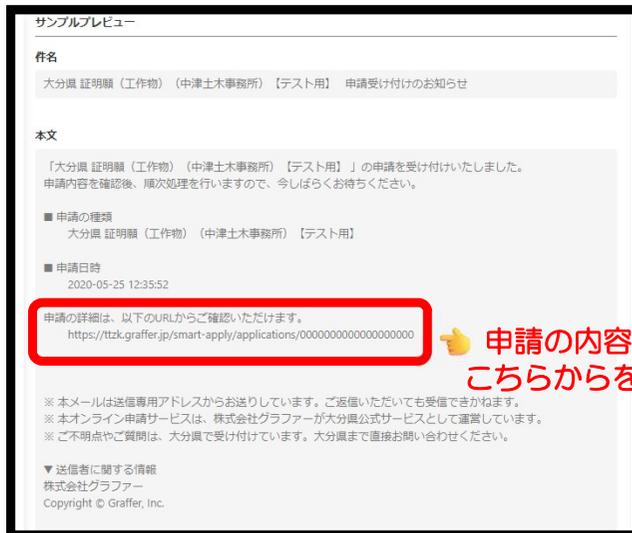
この内容で申請する

② 修正等がなければ、「この内容で申請する」をクリックして申請する。

2. 申請等内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(8) 以上で、申請が完了しました。

その後も、受付処理（受付完了、差戻し）ごとに、その都度メールが送付されます。
申請完了直後に、申請の内容を確認する場合は、URLから確認してください。



👉 申請受付通知

👉 申請の内容を確認する場合は、こちらからをクリック



👉 取り下げ通知



👉 差し戻し通知



👉 完了通知

2. 申請等内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(9) 申請内容の詳細が表示されます。申請内容や受付け状況を確認することができます。また、「申請の取り下げ」もこの画面から行います。

「この申請を元に新規申請」をクリックすると、申請内容が入力された状態で再度申請ができます。届出書の修正や、変更届の際に入力手間を省くことができます。

申請一覧 / 申請詳細

建築工事届

申請を取り下げるの場合は、こちらをクリックしてください。

[申請を取り下げる](#) [この申請を元に新規申請](#)

申請内容が入力された状態で再度申請が可能です。入力手間を大幅に省くことができます。

申請基本情報 申請内容

申請番号
3291-9862-1860-9100749

申請先
大分県

対応ステータス
受付済

申請番号を確認できます。問い合わせの際はこちらの番号をご確認ください。

受付状況を確認することができます

手続き名称
建築工事届

申請者情報

種別	法人
法人名	大分 太郎
郵便番号	8700000
住所	大分県大手町3丁目1番1号
電話番号	0975061111

受付日時
2022/09/09 17:56

2. 申請等内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(10) 申請以後は、画面右上のプルダウンから「申請一覧」をクリックすると、これまで申請した手続きの一覧を確認することができます。



これまで申請した手続きの一覧を確認することができます。



「詳細を確認する」をクリックすると、(10)の申請内容の詳細の画面が表示されます。

2. 申請等内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(11) 提出先(各土木事務所)で審査が行われると、下記のような通知メールが届きます。

大分県 建築工事届 申請受け付けのお知らせ

差出人 : noreply@mail.graffer.jp (参照/登録)
日時 : 2022年09月12日(月) 18:53
To : a18500@pref.oita.lg.jp

「大分県 建築工事届」の申請を受け付けいたしました。申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

■ 申請の種類
大分県 建築工事届

■ 申請日時
2022-09-12 18:53:20

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。
<https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/1810834757534502483>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファァーが大分県公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

👉 URLより申請内容が
確認できます

申請一覧 / 申請詳細

建築工事届

👉 申請を取下げの場合は、こちらをクリック

[申請を取り下げる](#) [この申請を元に新規申請](#)

申請基本情報 申請内容

申請番号
1810-8347-5753-4502483

申請先
大分県

対応ステータス
受付済

手続き名称
建築工事届

申請者情報

種別	法人
法人名	大分 太郎
郵便番号	8708501
住所	大分県大分市大手町3丁目1-1
電話番号	097-506-1111

👉 工事届等で他の棟を別の申請で行う場合は、こちらからが便利です。

2. 申請等内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(12) 提出先(各土木事務所)で受付後、記載内容の不備等により「差し戻し」が行われると、下記のような通知メールが届きます。

返信する 全員に返信する 転送する 削除する 印刷用画面 オプション 移動する

大分県 建築工事届【テスト用】 **申請が差し戻されました**

差出人 : noreply@mail.graffer.jp (参照/登録)
日時 : 2022年09月13日(火) 09:16
To : a18500@pref.oita.lg.jp

「大分県 建築工事届【テスト用】」の申請が差し戻されました。

- 申請の種類
大分県 建築工事届【テスト用】
- 申請日時
2022-09-02 17:43:59

申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。
<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/2839266876088730184>

届出対象外です。

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報
株式会社グラファー
Copyright © Graffer, Inc.

👉 URLより申請内容が確認できます

👉 差し戻しの理由が表示されます

申請一覧 / 申請詳細

建築工事届

👉 申請を取下げの場合は、こちらをクリック

申請を取り下げる

この申請を元に新規申請

申請基本情報 申請内容

申請番号

1810-8347-5753-4502483

申請先

大分県

対応ステータス

受付済

手続き名称

建築工事届

申請者情報

種別 法人

法人名 大分 太郎

郵便番号 8708501

住所 大分県大分市大手町3丁目1-1

電話番号 097-506-1111

受付日時

2022/09/12 18:53

👉 「差し戻し」の場合は、再度提出をお願いします。

2. 申請等内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(13) 手数料の支払いが必要な手続きの場合、下記のような支払依頼のメールが届きます。必要事項を登録し、支払いを完了してください。

★ 証明願い(建築物) 申請 **支払い依頼のお知らせ**

差出人 : noreply@mail.graffer.jp
日時 : 2022年08月26日 (金) 08:49
To : mitsuishi-takiko@pref.oita.lg.jp

大分県「屋外広告物新規許可申請」の支払いを行ってください。

- 申請の種類
「証明願い(建築物)」
- 400 円
- 申請番号
3201-5574-7256-2858563
- 支払い依頼日時
2022-08-26 08:49:12

以下のURLから支払いを行ってください。
<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/3201557472562858563?tab=PAYMENT>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報
株式会社グラファー
Copyright © Graffer, Inc.

支払い依頼のメールが届きます。

URLをクリックすると、
右の画面が表示される。

申請一覧 / 申請詳細

証明願い(建築物) 申請

申請基本情報 申請内容 支払情報

申請番号
3201-5574-7256-2858563

申請先
大分県

対応ステータス
処理中

手続き名称
証明願い(建築物)

申請者情報

種別	法人
法人名	A
郵便番号	8708501
住所	大分県大分市大手町3丁目1-1 大分県庁
法人代表者名	A
電話番号	097-506-4655
メールアドレス	mitsuishi-takiko@pref.oita.lg.jp

受付日時
2022/08/26 08:19

申請一覧 / 申請詳細

証明願い(建築物) 申請

申請基本情報 申請内容 **支払情報**

日時	費目	金額
	合計	0 円

支払一覧

400 円	支払い待ち	詳細を確認	支払いに進む
-------	-------	-------	---------------

「支払情報」→「支払いに進む」の順にクリック。

屋外広告物新規許可申請

支払い依頼の確認

支払い方法の設定

支払い方法
お支払いに使うクレジットカードが登録されていません。
 登録する

支払いの詳細

費目	金額
手数料	40 円
	0
合計	40 円
非課税	40 円
	0

以上の内容で支払いを実行する

必要事項を登録し、支払う。

2. 申請等内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(15) 提出先(各土木事務所)で「審査」が完了すると、下記のような通知メールが届きます。

大分県 建築物除却届【テスト用】 **処理完了のお知らせ**

差出人 : noreply@mail.graffer.jp (参照/登録)
日時 : 2022年09月13日(火) 10:42
To : a18500@pref.oita.lg.jp

「大分県 建築物除却届【テスト用】」の処理が完了いたしました。

- 申請の種類
大分県 建築物除却届【テスト用】
- 申請日時
2022-09-02 17:33:11

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。
<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/0779630846158065582>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報
株式会社グラファー
Copyright © Graffer, Inc.

👉 URLより申請内容が
確認できます

建築物除却届【テスト用】

[この申請を元に新規申請](#)

申請基本情報 申請内容

申請番号
0779-6308-4615-8065582

申請元
大分県

対応ステータス
完了

手続き名称
建築物除却届【テスト用】

申請者情報

種別	個人
氏名	大分太郎
郵便番号	870
住所	大分県大手町
電話番号	097-536-1111

受付日時
2022/09/02 17:33

👉 お問い合わせ等される方は、こちらの番号を所管する土木事務所にお伝えください。

2. 申請等内容及び受付状況の確認について【申請者用】

(16) 提出した申請の副本等を申請詳細からダウンロードすることができます。
※証明書、通知書の原本については、申請した土木事務所の窓口にて交付を行いますので、**受け取り**にお越してください。

申請一覧 / 申請詳細

長期優良住宅認定申請（法5条1項～3項）

[この申請をもとに新規申請](#)

申請基本情報 申請内容 **交付物** 支払い情報

👉 **交付物をクリック**

申請番号
2645-1015-0545-3116401

申請先
大分県

対応ステータス
完了

メッセージ
承認通知書が完成しました。

手続き名称
長期優良住宅認定申請（法5条1項～3項）

申請者情報
種別 個人



申請一覧 / 申請詳細

長期優良住宅認定申請（法5条1項～3項）

[この申請をもとに新規申請](#)

申請基本情報 申請内容 交付物 支払い情報

副本.pdf [ダウンロード](#)

👉 「ダウンロード」を
クリックすると 副本
などの交付物がダウン
ロードできます。

3. 最後に・・・

工事等を行う地域毎に受付窓口が異なります。お問い合わせは下記の窓口へお願いします。

●申請・届出等対象地域はこちら

工事を行う地域	受付窓口 (土木事務所)	担当課名等	電話番号
国東市 姫島村 杵築市 日出町	大分県 別府土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0977-67-0216(直通)
由布市	大分県 大分土木事務所	建築住宅課 建築住宅第一班	097-558-2147(直通)
臼杵市 津久見市	大分県 臼杵土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0972-63-4136
豊後大野市 竹田市	大分県 豊後大野土木事務所	企画調査課 建築住宅班	0974-22-1056
九重町 玖珠町	大分県 日田土木事務所	企画調査課 建築住宅班	0973-23-2141
豊後高田市	大分県 中津土木事務所	建築住宅課 建築住宅班	0979-22-2110

※大分市、別府市、佐伯市、日田市、中津市、宇佐市での工事等については、大分県のホームページからの届出等できません。届出等の方法は各市役所へお問い合わせください。

